平成２６年（フ）第１６８号
埼玉県草加市栄町３丁目１番31―409号
債務者　青井　偉子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
埼玉県草加市栄町３丁目１番31―409号
債務者　青井　延康
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
埼玉県越谷市東越谷８丁目48番地　グリーンフィールドＡ107
債務者　阿部真由美（旧姓大嶌）
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
埼玉県草加市栄町２丁目７番38号　カーサペケーニア102号
債務者　相田美津子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
札幌市中央区南３条西28丁目１番13号
債務者　小笠原輝宣
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９号
札幌市東区北21条東12丁目３番３号　Ｎ21ＯＫＡＤＡ203号
債務者　高木　正利
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２２号
札幌市西区八軒７条東３丁目５番22号　シティハイム202号
債務者　佐藤　彰彦
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５５号
札幌市白石区栄通16丁目５番29―106号
債務者　志鎌　　勝
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２２号
札幌市中央区北４条西21丁目１番７号　ハイツノース円山101号
債務者　川邊　夕起
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３７号
札幌市中央区南３条西28丁目１番13号
債務者　小笠原陽子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９４号
札幌市西区発寒11条３丁目４番11―102号
債務者　亀谷恵利香
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２０号
札幌市西区八軒５条東３丁目４番10―202号
債務者　酒井　佳織
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３３号
札幌市中央区北６条西27丁目１番25―703号
債務者　高橋　理恵
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５５号
札幌市白石区本郷通２丁目北２番８―401号
債務者　宮野　雄太
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８３号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番１―504号
債務者　茂呂田マリ
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９１号
札幌市中央区南８条西４丁目422番地　オリエンタルエミネンス1018号
債務者　細川　勝美
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１１号
札幌市白石区菊水元町６条２丁目３番７号
債務者　長谷川美根子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部